

別記第1号様式（第7—1関係）

番 号
年 月 日

総合振興局長（振興局長）様

（補助事業者）

北海道経営発展支援事業交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
		うち国費			

別記第2号様式（第8-2関係）

納税対応状況申出書

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

補助事業者（団体等名及び代表者氏名） ㊦

事業実施主体（団体等名及び代表者氏名） ㊦

交付対象者（団体等の場合は団体等名及び代表者氏名） ㊦

納税対応（予定）		該当項目
1	免税事業者	
2	簡易課税制度適用者	
3	一般事業者	
	（1）課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上	
	（2）課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満	
	ア 一括比例配分方式	
	イ 個別対応方式	
	（ア）課税売上対応	
	（イ）共通売上対応	
	（ウ）非課税売上対応	
4	公共法人等で特定収入割合5%を	
	超える	
	以下	

注1 この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に3及び4に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（3のうち（2）のイの（ウ）以外の者を除く。）すること。

2 1又は2に該当する者は、3及び4の記載は不要。

3 1又は2に該当する以外の者が4の「特定収入割合5%以下」の場合は、3の該当事項にも記載すること。

4 補助事業者が事業実施主体の場合にあつては、「事業実施主体（団体等名及び代表者氏名）㊦」の記載は不要。

5 経営発展支援事業又は初期投資促進事業に係る交付対象者にあつては、各交付対象者ごとに作成するものとし、申出書のあて先は事業実施主体である市町村とすること。ただし、第4の規定に基づく総合振興局長等への提出はこの申出書の写しとすること。

別記第3号様式（第9－1関係）

（記号）第 号

年 月 日

（事業実施主体名） 様

総合振興局長（振興局長）

補助金の交付の決定について（通知）

年 月 申請の北海道経営発展支援事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

- 1 この補助金は、申請により概算払をしますので、概算払が必要なときは、補助金等概算払申請書を提出してください。
- 2 留意事項
 - （1）補助金の額の確定の審査に当たっては、事業実施に伴う経費の支払先に対し、支出負担行為担当者（（総合）振興局産業振興部農務課）が直接事実確認をする場合があります。
 - （2）補助金の支出に当たっては、出納機関（（総合）振興局総務課）が現地に出向いて実地に調査を行い、収支・契約関連書類や成果の確認をする場合があります。

（ 部 課 係）

別紙

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった北海道経営発展支援事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

総合振興局長 (振興局長)

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称、経費、補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	区 分	金 額	金 額	
北海道経営発展支援事業	初期投資促進事業	円	円	年 月 日
	経営発展支援事業	円	円	年 月 日
	推進事業	円	円	年 月 日
合 計		円	円	

- 2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。）、北海道経営発展支援事業補助金交付事務取扱要領（令和4年7月13日付け技普第693号北海道農政部長通知。以下「取扱要領」という。）及びこの決定通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 補助対象経費のうち、区分の相互間の経費の額の流用はできません。
- 4 補助対象事業の内容について、次に掲げる変更をするときは、総合振興局長等の承認を受けなければなりません。
- (1) 区分の新設又は廃止

- (2) 補助金額の増又は 30%を超える減
 - (3) 新規就農者数に関する目標
 - (4) 推進事業費の増加
- 5 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長等の承認を受けなければなりません。
 - 6 補助対象事業が期限までに完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければなりません。
 - 7 補助対象事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長等に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
 - 8 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
 - 9 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
 - 10 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
 - 11 補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 5 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（農政第 28 号様式）を総合振興局長等に提出しなければなりません。
 - 12 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
 - 13 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、取扱要領別記第 4 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
 - 14 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助対象事業の成果が適合しないときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
 - 15 交付対象者に補助金返還の措置を講じ補助金の返還があったときは、速やかに総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければなりません。
 - 16 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助対象事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助対象事業の執行に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 17 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 18 第7項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 19 補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。

(部 課)

別記第4号様式（第9-2(2)関係）

（記号）第 号
年 月 日

総合振興局長（振興局長）様

補助事業者名 ㊤

〇〇年度北海道経営発展支援事業消費税等仕入控除税額等報告書

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付決定を受けた北海道経営発展支援事業について、北海道経営発展支援事業補助金交付事務取扱要領（令和4年〇月〇日付け技普第〇〇号北海道農政部長通知）第9の2の（2）の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4 要補助金返還相当額（3-2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 記の3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料を併せて提出すること）
- ・ 事業実施主体等が消費税法（昭和63年法律第108号。以下同じ。）第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔 〕

※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期を記載

申告予定時期 年 月

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

〔 〕

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 事業実施主体等が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注 1 この報告書には、3 の金額の内訳を記載した書面（別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」）を添付すること。

2 間接補助事業の場合にあつては、集計表（各事業実施主体ごとの 1 から 4 までの事項を記載した書面）を添付すること。

3 経営発展支援事業又は初期投資促進事業の場合にあつては、集計表（各交付対象者ごとの 1 から 4 までの事項を記載した書面）を添付すること。

別紙

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者名 _____

事業主体名 _____

課税売上割合 95%以上	個別対応方式	一括比例配分方式	課税売上割合	%
--------------	--------	----------	--------	---

区分	補助対象経費 ①	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③	③の内訳			仕入控除 税額 ⑥	補助率 ⑧	補助金に係る 消費税等仕入 控除税額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非課税		課税売上 対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非課税 売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		

注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

- (1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥
- (2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+ [⑤×(課税売上割合)]
- (3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×(課税売上割合)

別記第5号様式（第9－3関係）

（記号）第 号
年 月 日

（補助事業者） 様

総合振興局長（振興局長）[㊟]

補助金の不交付の決定について（通知）
年 月 日申請の北海道経営発展支援事業に係る補助金の交付については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

（ 部 課 係）

別記第6-1号様式(第10-2関係)

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の北海道経営発展支援事業に係る計画の変更については、これを承認します。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) ㊟

この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

(部 課 係)

注1 この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。

2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

別記第6-2号様式(第10-2関係)

(記号)第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の北海道経営発展支援事業に係る計画の変更を承認し、令和
年 月 日付け(記号)第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更
します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長(振興局長)㊟

- この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおり
です。
- 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称、経費、補助金の額及び完了期限
は、次のとおりです。

補助対象 事業	変 更 前				変 更 後			
	補助対象経費		補助 金 の 額	完 了 期 限	補助対象経費		補助 金 の 額	完 了 期 限
	区 分	金 額			区 分	金 額		
		円	円	年月日		円	円	年月日
	合計				合計			

(部 課 係)

- 注1 この様式は、補助金等の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。
- 2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の
条件として、その変更の内容を記載すること。
- 3 第2項中補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記
載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
- 4 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、
別紙にて処理すること。

別記第7号様式（第11-2関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日申請に係る北海道経営発展支援事業の中止（廃止）については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

年 月 日

総合振興局長（振興局長）[㊞]

（ 部 課 係）

注1 中止又は廃止を承認する場合は、〔〕書きの箇所を削除すること。

2 中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔〕書きによることとし、記として不承認の理由を記載すること。

別記第8号様式（第12-1及び第15関係）

〇〇年度北海道経営発展支援事業遂行状況報告書

（記号）第 号
年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

（補助事業者）

年 月 日付け 第 号指令で補助金等の交付の決定を受けた北海道経営発展支援事業について、北海道経営発展支援事業補助金交付事務取扱要領（令和4年7月13日技普第693号北海道農政部長通知）により、次のとおり補助事業等の遂行状況を報告します。

記

計 画 A		出 来 高 B		進 捗 率 B/A	支 出 済 額	備 考
事業量	事業費A	事業量	事業費B			
	円		円	%	円	

別記第9号様式（第12-2関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、北海道経営
発展支援事業の執行を次のとおり指示します。

年 月 日

総合振興局長（振興局長）[㊟]

- 1 事業完了期限を 年 月 日とします。
- 2 補助対象事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助
事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度
が終了したときも、また同様とします。

（ 部 課 係）


別記第10-1号様式（第13-1(1)、第16-4及び第19-2関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令による北海道経営発展支援事業に係る補助金の交付の決定を、次のとおり取り消します。

年 月 日

総合振興局長（振興局長）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

（ 部 課 係 ）

注 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

別記第10-2号様式（第13-1(1)、第16-4及び第19-2関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令による北海道経営発展支援事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長（振興局長）㊟

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に総合振興局等が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（ 部 課 係）

注1 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。

- 2 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第10-3号様式（第13-1(1)、第16-4及び第19-2関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の北海道経営発展支援事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長（振興局長）㊟

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業名及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助対象事業	変 更 前				変 更 後			
	補助対象経費		補助金の額	完了 期限	補助対象経費		補助金の額	完了 期限
	区分	金額			区分	金額		
		円	円	年月日		円	円	年月日
	合計				合計			

（ 部 課 係 ）

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
 - 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
 - 4 第3項中補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
 - 5 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

別記第10-4号様式（第13-1(1)、第16-4及び第19-2関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の北海道経営発展支援事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金 金 円の返還を命じるとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長（振興局長）印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に総合振興局長等が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。
- 5 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業名及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助対象事業	変 更 前				変 更 後			
	補助対象経費		補助金 の 額	完了 期限	補助対象経費		補助金 の 額	完了 期限
	区分	金 額			区分	金 額		
		円	円	年月日		円	円	年月日
	合計				合計			

（ 部 課 係 ）

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合（ただし、額の確定後は除く。）に使用すること。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
- 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
- 4 第5項中補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
- 5 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。
- 6 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第10-5号様式(第13-1(2)関係)

(記号)第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令の北海道経営発展支援事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を次のとおり変更します。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) ㊟

1 削除事項

- (1)
- (2)

2 追加事項

- (1)
- (2)

(部 課 係)

注 この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に使用すること。

別記第11-1号様式（第14-2関係）

（記号）第 年 月 日

（補助事業者） 様

総合振興局長（振興局長）㊟

補助金の概算払について（通知）
年 月 日申請に基づき、北海道経営発展支援事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。
記

- 1 概算払をする時期 月頃
- 2 概算払をする額 金 円

（ 部 課 係 ）

注 概算払をする時期については、月単位で表示すること。ただし、この通知後直ちに支払うものにあつては、おおよその月日を記載しても差し支えないものであること。

別記第11-2号様式（第14-3関係）

（記号）第 号
年 月 日

（補助事業者） 様

総合振興局長（振興局長） ㊟

補助金の概算払について（通知）
年 月 日申請に基づき、北海道経営発展支援事業に係る補助金については、
次の理由により概算払をしないことと決定したので通知します。
記

補助金の概算払をしない理由

（ 部 課 係）

別記第12-1号様式(第16-1関係)

(記号)第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令の補助金に係る北海道経営発展支援事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行することを命じます。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) ㊟

(部 課 係)

別記第12-2号様式（第16-2関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の補助金に係る北海道経営発展支援事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを命じます。

年 月 日

総合振興局長（振興局長）㊟

- 1 講ずべき是正措置は、次のとおりです。
 - (1)
 - (2)
- 2 是正措置は、年 月 日までに完了させること。
- 3 是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を総合振興局長等に報告すること。
- 4 この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

（ 部 課 係）

注 講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。

別記第12-3号様式(第16-3関係)

(記号)第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号達で命じた事業の遂行の停止を解除します。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) ㊟

(部 課 係)

別記第13号様式（第17-3関係）

補助事業に係る機械導入完了報告書

（記号）第 年 月 日 号

総合振興局長（振興局長）様

（補助事業者名） ㊞

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付の決定を受けた北海道経営発展支援事業に係る機械の導入が完了したので報告します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 機械の導入状況

機械の名称	
規格・型式等	
購入価格	円
購入年月日	
機械の納入者	
確認又は検査の年月日	
確認者又は検査員の氏名	

- 注1 この様式は、機械等の事業に関する取組対象を導入したときに使用すること。
- 2 同じ種類の機械を同時に複数台導入した場合、「2 機械の導入状況」の表を「別紙のとおり」と書き換え、別紙にて一覧にまとめることは差し支えないこと。
- 3 「機械の納入者」欄には、事業実施主体に機械を売り渡した者を記載すること。
- 4 「確認又は検査の年月日」及び「確認者又は検査員の氏名」欄は、補助事業者において確認又は検査を行った場合に記載すること。

別記第14号様式（第17-4関係）

補助事業等に係る機械導入・施設工事完了検査調書

事業名

機械導入・施設工事等の名称

着手 年 月 日・完了 年 月 日

補助事業者名

事業実施主体名

上記の機械導入・施設工事は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件のとおり完了したことを認めます。

年 月 日

所 属
検査員
職氏名

㊞

注 検査の結果不合格の場合は、本文を「上記の機械導入・施設工事は、検査の結果、次の理由により不合格と認めます。」と書き換えた上、その不合格の理由をこの様式の下方に詳細に記載すること。

別記第15号様式（第18-2関係）

（記号）第 号
年 月 日

（補助事業者） 様

総合振興局長（振興局長） ㊟

補助金の額の確定について（通知）
年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実地検査）した結果、北海道経営発展支援事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

補助金の確定額 金 円
記

（ 部 課 係）

別記第16号様式（第18-3関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号で通知した北海道経営発展支援事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長（振興局長）[㊟]

- 1 返還すべき補助金は、別に総合振興局長等が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

（ 部 課 係）

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第17号様式 (第18-5 関係)

補助金交付状況報告書

事業名 北海道経営発展支援事業

区 分 _____

事業 認定 年 度	市町村 名	総 事 業 費 (補助対象経費)	補助金交付 決 定 額	補助指令 年 月 日	補助金の 支 出 額	補助金支出 年 月 日	実績報告 年 月 日	補助金の額の 確 定 額	確 定 年 月 日
		円 上段 計画 下段 実績	円 変更	 変更	円 概算 概算 精算 計			円	
		上段 計画 下段 実績	変更	変更	概算 概算 精算 計				
		上段 計画 下段 実績	変更	変更	概算 概算 精算 計				
		上段 計画 下段 実績	変更	変更	概算 概算 精算 計				

注 区分 (整備事業・推進事業) ごとに別様とすること。